

回 答

団体名（大阪府肢体不自由児者父母の会連合会）

（要望項目）

【福祉関係】

1. 重症心身障害者（医療的ケアを含む）のグループホームを整備してください。

グループホームは、障害者の地域における住まいの場として重要な役割を担っているものと認識していただいておりますが、その後もまったく増えていません。大阪府として重症心身障害者のグループホームについて早急に検討してください。

また、府営住宅の建て替え時には、障害者用グループホームとして使用可能に整備してください。

昨年の回答についてお聞きします。

○グループホームについては、障害特性に応じた環境整備や専門的な支援が可能な人材確保が課題であると認識されておられますが、その課題について国へ要望する以外にどのような取り組みをされたのか、またその効果についてお聞かせください。

○大阪府としてグループホーム制度の拡充のため必要な施策について国へ要望するとのことでしたが、要望内容について詳しく教えてください。国の回答内容についてもお聞かせください。

○府営住宅においてグループホーム用として利用できる住戸を選定しているところとのことでしたが、どこの府営住宅が利用できるのか教えてください。

（回答）

【下線部に対する回答】

【グループホームの整備について】

○府では、入所施設からの地域生活への移行を進めるため、障がい者の主な暮らしの場となるグループホームについて、府独自事業として、重度障がい者等を受入れるために必要な環境整備への費用助成、支援スキルの向上のための人材育成の、ハード・ソフト両面から支援しているところです。

○具体的には、環境整備への費用助成に関しては、府独自事業として、令和5年度より、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施しています。

○また、支援スキルの向上のための人材育成として、府内でグループホームを運営する法人に対して、訪問コンサルテーションや実地研修を通じて、重度

障がい者支援に係る人材を育成する「重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業」を実施しています。本事業の参加法人におきましては、市町村と連携して、地域の事業所に参加を呼びかけて実践報告会を実施するなど地域で活動されており、引き続き、このような活動が、より広く地域に展開できるように検討してまいります。

○次に、国への要望内容ですが、障がい者福祉施策の推進に係る提言(論点整理)(令和5年11月)において、「グループホーム等整備について」の現状・課題・具体的な提案として、要望しています。

○提案内容についてですが、地域移行の受け皿となるグループホームの事業所数は増加しているものの、地域移行対象者の重度化に対応できてるとはいえず、個々の特徴や障がい特性に応じた環境整備が必要と考えています。

○こうした現状に対し、国の補助制度である、社会福祉施設等施設整備費(国庫補助事業)では、500万円未満の居室等の小規模改修等の補助がない、といった課題があります。

○府としては、グループホームにおける設備の拡充、例えば、居室の壁や床にクッション材を入れるための改修などの小規模改修等について、府独自事業「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」のように、社会福祉施設等施設整備費とは別にハード整備の充実のための財政支援の創設を、国に求めたところですが、現時点で新たな制度は創設されておりません。

○ グループホームの施設整備費(新築)につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」として、国と府の補助額を合わせて共同生活住居(定員4人から10人)あたり28,500千円を上限とする補助があります。

○ 既設のグループホームについては、府独自事業として、令和5年度より、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施しており、令和6年度は、昨年実績等からのニーズを踏まえ、予算を拡充して実施しているところです。

○ どちらも、一定の補助要件がありますので、法人等施設の設置者からご相談ください。

【グループホームの周知等について】

○ 障がい者の暮らしの場であるグループホームの周知を図るため、府民向けの啓発チラシやグループホーム開設ハンドブックを作成し、グループホームでの暮らしや開設・運営時の取組事例等を紹介するとともに、宅地建物取引業者の研修会でのグループホームの説明など、宅建業者や賃貸住宅家主への普及啓発等の取組を行ってきました。

- 国への要望については
- ・施設からの地域移行を含め、介護ニーズが高い障がい者の受け入れを促進するための人員配置基準やそれに伴う基本報酬を設定するとともに、重度障がい者支援加算の要件を緩和すること。
 - ・日中サービス支援型グループホームの拡大を図るため、一定以上の人員配置を行った場合や専門性の高い人材を配置した場合の加算制度をさらに充実すること。
 - ・医療的ケアを要する障がい者への支援に常時対応できる看護師の配置、介護の困難性が高い障がい者への支援にマンツーマンでの支援を行う介護職員の配置を確保するための報酬体系の構築。
- など、府独自の要望に加えて、関係都道府県等と共同による要望を行ってきたところです。
- 国は、一般的に、自治体の個々要望に対し、個別に回答しないものであり、これらの要望に対する個別の回答はございませんが、大阪府としては、粘り強く要望を続けていくことが重要と考えており、今後も、様々な機会をとらえて要望してまいります。

【波線部に対する回答】

- 府営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅を提供することを目的としているため、府営住宅の建設に当たって、障がい者用グループホーム使用を前提とした整備は行っておりませんが、建替えにより創出される活用地を福祉事業者が取得し、グループホームの整備など行った事例があります。
- また、既存の府営住宅において、空室の活用によりグループホーム用として利用できる住戸を選定し、福祉部と連携して住戸を提供しており、令和6年6月30日現在、利用いただいている住戸は529戸となっています。
- グループホームとしての府営住宅の利用は、法令で本来入居を阻害しないことが要件となっており、今年度利用できる住戸としては、入居が見込める団地や建替等の事業中団地等を除き、令和6年7月現在、87団地を候補団地として選定しています。
- これらの団地の中から、福祉部を通じて事業者からの希望を伺い、空家の状況を踏まえてグループホーム用の住戸として提供しています。

(回答部局課名)

福祉部	障がい福祉室	生活基盤推進課	(下線部について回答)
都市整備部	住宅建築局	住宅経営室	住宅整備課 (波線部について回答)
			施設保全課 (波線部について回答)
			経営管理課 (波線部について回答)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府肢体不自由児者父母の会連合会）

（要望項目）

【福祉関係】

2. ショートステイを整備してください。

相変わらず、重症心身障害者や医療的ケアが必要な方はショートステイをなかなか利用できない状態が続いています。

「福祉型強化短期入所サービス費の加算」については、そのサービスのメリットを、積極的に個々の事業所への説明会等を実施して、事業所が医療的ケアの方を受け入れることへの不安を払拭させてください。

（回答）

○ 在宅の重症心身障がい児者、とりわけ医療的ケアが必要な方への介護は、その介護者にとって精神的にも身体的にも大きな負担となっており、福祉型のみならず医療型短期入所も、こうした負担の軽減、いわゆるレスパイトとしてのニーズが大変高いものと認識しています。

○ 府では、全ての二次医療圏域で、医療型短期入所事業所23箇所を整備してきたところですが、増加する医療的ケアのニーズに対応するため、圏域ごとに人工呼吸器の管理などの高度な医療的ケアの対応が可能な病院に対し府独自の加算を行う「医療型短期入所支援強化事業」を実施し、医療型短期入所事業所のさらなる整備を進めているところです。

強化事業の実施病院がない2つの圏域（中河内、堺市圏域）については、八尾市、東大阪市、堺市の協力も得ながら、昨年度は、3つの病院を訪問し、医療型短期入所の必要性などを説明したところです。
実施には至っていませんが引き続き、取組を進めていきます。

【下線部に対する回答】

○ 福祉型強化短期入所サービス費は、指定短期入所事業所に看護職員を常勤で1人以上配置する場合に算定されるサービス費で、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等に支援をした場合は、同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費の算定が可能となります。

○ 令和6年4月の報酬改定においては、福祉型短期入所サービスにおいて、医療的ケアを行う体制を評価する「医療的ケア対応支援加算」が創設され、看護職員を必要とされる数以上に配置した上で、医療的ケア児者に対し、短期入所を行った場合に、加算が算定されることとなりました。この場合、看

護職員は常勤、非常勤を問わないものとされています。

- また、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護等を行った場合に「医療連携体制加算」が算定されます。
- 医療的ケアが必要な方が積極的に受け入れられるよう、これらのサービス費や加算の内容やメリット等について、事業所等へ周知してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 (下線部について回答)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府肢体不自由児者父母の会連合会）

（要望項目）

【福祉関係】

3. 医療型障害児入所施設（重心施設）を各福祉圏域につくってください。

入所施設から地域移行が進められていますが、重症心身障害児者、特に医療的ケアの必要な方の受け入れが地域には皆無です。医療型障害児入所施設は 24 時間支援が必要な拠点として、絶対に必要です。法人からの相談を待つのではなく、府が中心となり最低でも福祉圏域に一か所は整備を進めてください。

入所施設がないためロングショートステイを使わざるを得ないので、緊急時のショートステイが利用できないという悪循環があります。また大阪府内では 1000 人以上の方が入所待ちと聞いていますので早急に整備をお願いします。

（回答）

- 府においては、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の連携体制を構築し、地域生活を維持・継続していただけるよう努めるとともに、さらに、地域ケアシステムの強化や障がい福祉サービスの充実強化に取り組んでいます。
- これまで取り組んできた、重症心身障がい児者への取組みの効果検証を行うため、重症心身障がい児者やその家族の地域生活についての現状や、これまでの取組により、どのような変化があったのかなどを把握するため実態調査を行っており、今後の取組の検討材料にしていきます。
- 府としましては、実態調査も踏まえ、市町村と連携し、療養介護等も含め、障がい福祉サービスを必要とする方々に、適切にサービスが提供されますよう基盤整備に努めてまいります。
- なお、重症心身障がい児者入所施設の新設については、法令に基づく手続き等が必要となりますので、設立意向の法人等からのご相談があれば、適切に対応してまいります。

【下線部に対する回答】

- 府において、令和5年8月に、入所施設（施設入所支援）の待機者を対象とした「施設入所の待機者に関する実態調査」を実施しました。

○ 府では、国の方針に基づき、入所施設からの地域移行を進めているところですが、今回の調査結果を踏まえ、市町村及び事業所等への支援を強化し、相談支援体制の充実・強化や地域での支援体制の整備を図るなど、障がいのある方が、地域で安心して生活できるよう、入所施設等からの地域生活への着実な移行や、地域生活の継続に向けて、支援していきます。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 (波線部)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（大阪府肢体不自由児者父母の会連合会）

（要望項目）

4. 障害児者に対応できる看護師不足が深刻です。

看護職員の確保について、養成や再就業支援などの取り組みをしていただいておりますが、障害児者福祉施設は常に看護師不足のため重症心身障害児者や医療的ケアの必要な方が利用できません。

看護協会や看護専門学校などに働きかけ、障害児者の医療的ケアを理解し対応できる看護師を育成する取り組みを進めていくようお願いします。また、大阪府として大阪府立病院機構と連携し看護師登録制度（看護師バンク）のような新しいシステムの構築をお願いします。

（回答）

- 府では、令和元年度より、医療的ケア児の特徴や、支援の根底にある考え方、多職種で支える意識等を学んでいただくことを目的とした「医療的ケア児等コーディネーター等養成研修」を国のカリキュラムに基づき実施しております。
- この研修の対象者には、保健師や訪問看護師等も含まれており、引き続き、障がい児者の医療的ケアを理解した人材を育成してまいります。

（下線部について回答）

- 大阪府では、看護職員の確保については、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、「養成・資質向上」「定着促進・離職防止」「再就業支援」を柱とした取り組みを進めています。
- 養成・資質向上については、障がい福祉サービスを提供する施設を含んだ療養の場の多様化に対応できるように、令和4年度より看護基礎教育における新カリキュラムが導入され、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、看護師養成課程における実習内容等が充実されたところであり、府としても新カリキュラムでの教育が進むよう指導を行っています。
- また、再就業支援として、大阪府看護協会に委託し、ナースセンターによる無料職業紹介や再就業を図るための各種講習会、就職相談会の開催等により、潜在看護師等の復職支援を行っていますが、講習会の中には、医療的ケアとして提供機会の多い、「吸引」「経管栄養」の技術演習などを含めています。
また、大阪府看護協会では、独自に「医療的ケアが必要な子どもと家族への看護」の研修を実施しています。

○ 今後とも、大阪府看護協会と連携しながら、障がい児者の医療的ケアを理解し対応できる看護職員の育成に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

健康医療部 保健医療室 医療対策課 (下線部について回答)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。